

9 障害児の教育

- 窓口 小川町役場 小川町教育委員会 学校教育課
電話 72-1221 FAX 72-7144
メール ogawa116@town.saitama-ogawa.lg.jp
- 窓口 小川町教育相談室 小川町高谷 2507-18
電話 72-6859 フリーダイヤル 0120-88-4153
- 窓口 在籍する学校

《特別支援学校》

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じた教育を行うとともに、障害の状態に応じた教育を行っています。

1. 視覚障害

両眼の視力がおおむね 0.3 未満の者や、視野が狭いなどの視覚機能に障害のある児童・生徒を教育する学校です。幼稚部から高等部まであり、幼稚部は 3 歳から受け付けています。

○埼玉県立特別支援学校塙保己一学園 川越市笠幡 85-1
電話 049-231-2121 FAX 049-239-1015

2. 聴覚障害

両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器を使用しても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の児童・生徒を教育する学校です。幼稚部から高等部まであり、幼稚部は 3 歳から受け付けています。（3 歳未満児には教育相談を行っています。）

○埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園 坂戸市鎌倉町 14-1
電話 049-281-0174 FAX 049-283-9899

3. 病弱

国立病院機構東埼玉病院及び県立小児医療センターに入院している気管支喘息、進行性筋ジストロフィー症、ネフローゼなど病弱な子供たちのために、自分の病気に対する正しい理解と療養態度などを身につけるよう指導しています。小学部から高等部まであります。

○埼玉県立けやき特別支援学校 さいたま市中央区新都心 1-2
電話 048-601-5531 FAX 048-601-1588

4. 肢体不自由

児童・生徒の心身の障害の発達に応じて機能の改善や増進を図れるよう教育を行います。小学部から高等部まであります。

○埼玉県立熊谷特別支援学校 熊谷市川原明戸 605
電話 048-532-3689 FAX048-530-1089

5. 知的障害

児童・生徒の障害と発達課題に応じた教育を行います。小学部から高等部まであります。

○埼玉県立東松山特別支援学校 東松山市野田 1306-1
電話 24-2611 FAX 21-1249

《特別支援学級》

小学校や中学校の特別支援学級では、子供たちの心身の障害の状態などに即した指導を行っています。

本町では、該当児童生徒に応じて特別支援学級を設置いたします。

1. 知的障害特別支援学級

知的発達に遅れのある状態が軽度の子供たちを対象とした学級です。

2. 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症、発達障害などの対人関係の形成や社会生活の適応に困難がある子供たちを対象にした学級です。

3. 肢体不自由特別支援学級

補装具によつての歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある子供たちを対象にした学級です。

4. 難聴特別支援学級

身の回りの音や話し言葉の聞き取りや聞き分けなどに困難がある子供たちを対象にした学級です。

5. 病弱・身体虚弱特別支援学級

入院を必要とせず家庭などから通学できる病弱・身体虚弱の子供たちを対象にした学級です。

6. 弱視特別支援学級

見え方などに困難がある子供たちを対象にした学級です。

7. 言語障害特別支援学級

話すことが軽度に困難のある子供たちを対象にした学級です。

《通級指導教室》

小学校や中学校の通常の学級に在籍し、学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒のために、週1～2単位時間程度、その障害の改善、克服を図るための指導を中心とした特別の指導を通級指導教室で行っています。

町内には難聴・言語障害通級指導教室と発達障害・情緒障害通級指導教室が開設されています。

1. 発達障害・情緒障害

小・中学校の通常の学級に在籍して、発達障害や情緒障害のある児童生徒に対して、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導を行います。

2. 難聴・言語障害

小・中学校の通常の学級に在籍する聴覚や言葉に軽度の障害がある児童生徒が、個々の障害の状態に応じた特別の指導を通して、円滑な生活を送れるように支援します。

《訪問教育》

就学可能であるが、疾病による療養のため通学が困難な子供たちのために、教員がその家庭や児童福祉施設などに出向いて授業を行います。

《特別支援教育就学奨励費の支給》

教育の機会均等の趣旨にかんがみ、特別支援教育諸学校及び小・中学校の特別支援学級に就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、一定の要件を満たした場合に、その負担能力の程度に応じ就学に要する経費の全部又は一部が支給されます。